

研究ノート

若者の「自立」支援とは

—日本とイギリスの若者政策における能動化と承認—

濱 田 江里子

1. はじめに

先進福祉国家が現在直面する最も大きな課題は、社会経済構造が変化する中で人々の生活をいかに保障するのかという問題である。高度経済成長時代には仕事は潤沢にあり、教育を受けた後に職を得て、結婚し子どもを持つというライフコースは自明のものとされていた。しかし産業構造の転換や女性の労働市場進出に伴う家族形態の多様化は、そうした戦後一般的だとされたライフコースの成立を困難化させ、福祉国家は「新しい社会的リスク」に直面している⁽¹⁾。

「新しい社会的リスク」に直面しやすいのは、学校を卒業し仕事に就き、自らの手で生活基盤を築き始める時期にある若年層である。1990年代以降の若年層における雇用と生活をめぐる問題の特徴は、若年労働市場の不安定化が貧困という経済的困窮だけでなく、社会的排除のリスクを高めている点にある。社会的排除とは生活の多様な領域における関係の不足と複合的な不利の重なり合いで生じる社会関係全般への参加の欠如を意味する(バラ・ラペール2005)。高等教育からの中退、若年期の長期失業や低賃金な不安定職での就労、荒廃した家庭環境は生存に必要な所得の不足だけでなく、技能形成の機会の喪失、既存の社会保障制度からの排除、地域コミュニティへの参加の制限といった社会関係からの隔絶や社会の諸活動への参加の欠如をもたらす。社会的排除は多元的な要因が複合的に作用することで、個人が他者との直接的な関わりを通じて自己を社会的に価値ある存在として認め認められる機会や場を奪い、自己の尊厳の喪失へとつながっていく。若者が社会の構成員として十分な

権利と責任をもちながら安心して生活することが経済的にも社会的にも困難な状況が生じているのである。

「新しい社会的リスク」の出現に対しては、1990年代以降、能動的な社会政策(active social policy)を核とする福祉国家の再編が世界的に主流化した。能動的な社会政策とは、個人の潜在能力を最大限に発揮できるようにした上で、積極的に社会生活に参加させることを目標とする政策である。もともと就労を奨励する傾向が強い福祉国家を形成してきた日本とイギリスは、労働市場での就労を支援する若者政策を積極的に推進してきた。しかしその一方で両国では社会生活をより広義に捉え、一義的に労働市場での就労だけを指すのではなく、社会における居場所の拡充や社会の様々な場へ参加する過程の充実化を目指す若者政策も同時に行ってきた。

なぜ労働市場での就労奨励傾向が強い日本とイギリスにて、労働市場での就労だけでなく、社会的な居場所やそうした場への参加過程を重視する若者政策の進展が生じたのだろうか。本稿では若者政策が政策課題化した際のイシュー・フレーミングと政策遺産からの説明を試みる。日本とイギリスのどちらにおいても若者政策は大規模な当事者運動の帰結としてではなく、時の政権が政策課題として取り上げ、トップダウンな政策として取り組みが進んだ。能動的な社会政策を核とした福祉国家の再編が進む中では、若者の「自立」を支援することが政策課題として設定され、学卒者や失業者だけでなく若年無業者や就労困難者に対しても何らかの形で社会とのつながりをもたせることが課題として取り組まれた。

だが日本とイギリスでは若者政策が形成された背景と文脈が異なる。日本は正規雇用労働者の雇用保障を核とし、雇用に際しては職務内容よりも組織のメンバーとしての所属を重視する社会保障システムを自助努力と家族扶養を重視する保守勢力が築いてきた。若者政策が国レベルで展開し始めた時期は新自由主義改革が本格的に展開した時期と重複している。他方イギリスは選別主義と就労原則を核とし、雇用は職務内容をベースとする福祉国家を形成してきた。若者政策を政策課題として取り上げたのは機会の平等を強調する中道左派勢力であり、新自由主義改革

への対応策の一環として取り組みが進んだ側面が存在する。

本稿の構成は以下の通りである。まず第2節では先行研究における議論を整理し、本稿の分析枠組みを提示する。先行研究は「新しい社会的リスク」の出現に対し、福祉国家は再編されることでリスク構造の転換に対応してきたとしてその機能的応答性を中心に論じてきた(Bonoli 2006; Taylor-Gooby 2004)。これに対し本稿は、能動的な社会政策を中心とした福祉国家の再編は価値観の対立を伴うという側面に焦点を当てる。その際に本稿は「能動化」と「承認」という概念から福祉国家再編の理解を試みる。第3節と第4節では日本とイギリスが築いてきた福祉国家の仕組みと若者政策の特徴を概観した上で、若者政策が政策課題化した際のイシュー・フレーミングのあり方と政策遺産の影響を分析する。最後に両国の若者政策の比較分析を通じて得られた知見をまとめ、今後の課題を提示する。

2. 先行研究と分析枠組み

2-1. 福祉国家の発展、縮減、再編パラダイム

社会権を基礎として人々が生きていく上で直面する様々なリスクに対処することは福祉国家の役割であり、程度の差はあれ、各国は第二次大戦後、安定した男性稼ぎ主の雇用と家族を前提に福祉国家を形成してきた。こうした社会保障の仕組みは、国家による完全雇用政策と社会政策の組み合わせにより成立してきたことから、ケインズ型福祉国家(Keynesian welfare state)という呼び方がしばしばなされてきた(Hemerijck 2012)。再分配を中心とする政府の財政政策により需要を生み出すことで経済成長を達成するケインズ型福祉国家では、資本主義と社会政策は対立するのではなく、両者はその維持に共に不可欠なものだとされた。社会政策を拡充することは不況時に労働者の生活を守ることを意味し、それは新たな需要と経済成長の創出につながると考えられた。

だがケインズ型福祉国家は1970年代末頃より経済的、社会的、政治的にその存立基盤が脅かされるようになった。石油危機後、欧米諸国は低経済成長時代へと転換していく。生産が停滞し失業率が上昇する一方で

物価が上昇する状況においてケインズ型福祉国家に対しては、非効率的であり、「福祉依存者」を増大させているという批判が増した。その結果、市場原理の徹底を追求する主張が保守層や経済マネタリストを中心になされるようになった(Pierson 1991)。自由市場の徹底により個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることが人類の富と福利を最大化するという主張は新自由主義と呼ばれる(Harvey 2005)。新自由主義では国家の役割は自由市場の創出と維持に限定され、再分配は国家による市場への不当な介入とみなされ、社会政策は経済成長および資本主義の足かせだという認識を示す。新自由主義に基づいた福祉改革は、1980年代から90年代半ばにかけてヨーロッパを席卷し、程度の差はあれ各国において給付条件の厳格化や受給対象の限定化、福祉供給の民営化が進行した。

新自由主義に基づく福祉改革は格差と貧困の拡大をもたらし、そうした状況に対し1990年代後半より社会保障において国家と社会政策が果たす役割を見直す動きが登場した。「積極的福祉(positive welfare)」、「能力開発国家(enabling state)」、「社会的投資国家(social investment state)」といった用語で論じられる新しい福祉国家像は、ケインズ型福祉国家が重視した受動的な所得保障だけでなく、社会政策の能動的な側面に着目した。社会的投資と総称される一連のアプローチは、社会政策が生産性の向上と福祉受給者を納税者に転換することで税収の増加につながる可能性に言及し、福祉国家は経済成長を阻害するのではなく両立可能であることを強調した。福祉国家のパラダイム変遷と各パラダイムの特徴をまとめたものが表1である。

2-2. 社会的投資と個人の能動化

社会的投資パラダイムの中核をなすのは、「補償(repair)から準備(prepare)へ」という考え方である(Morel, Palier, Palme 2012: 2)。つまり個人がリスクに遭遇してから事後的に救済するのではなく、リスクを回避ないしは遭遇時の影響を最小限に抑えられるように予め先行投資しておくことに重点を置く。現金給付よりもサービス給付を中心に労働供給サイドへの働きかけを行うことで個人の雇用可能性(employability)を向上さ

表1 福祉国家のパラダイム変遷

	ケインズ主義 パラダイム	新自由主義 パラダイム	社会的投資パラダイム
「失業」の原因	低経済成長と失業は 需要不足が原因	失業とインフレは硬 直的な労働市場によ る供給側の問題	失業は労働市場への参 加にあたって必要な資 格の欠如による
社会政策と 経済の関係	社会政策は経済に対 しポジティブな影響 を与える →経済成長と需要喚 起のために社会保 険の発展	社会保障関連支出は 経済成長の足かせと なる →福祉国家は非効率 的で財政負担を増 大させる	社会政策は雇用創出と 経済成長を達成するた めの前提条件として必 須である →人的資本への投資を 通じた個人の雇用可 能性の向上、知識基 盤型経済で活躍でき る個人の創出
中心的価値観	・社会的平等 ・(男性労働者を対 象とした)完全雇 用 ・脱商品化	・自己責任 ・就労第一(any job)	・経済的効率性と社会 的公正の両立 ・良質な雇用 ・個人の潜在能力(ca- pability)の向上
中心的規範・ 国家の役割	・大きな政府 ・計画経済 ・福祉国家の拡充	・小さな政府 ・規制緩和 ・福祉国家解体／縮 減	・能力向上支援国家 (empowering state) ・社会的投資 ・福祉国家の再興
中心的政策	・需要喚起政策 ・社会保険を通じた 所得保障 ・公的セクターによ る雇用確保 ・失業給付等の補償 型給付	・マネタリズム ・労働市場の規制緩 和 ・公共サービスの民 営化 ・就労の義務化	・人的資本への投資 ・労働市場への参加を 手助けするサービス の提供 ・労働市場の柔軟性と 社会保障(flex-secu- rity)

Morel, Palier, Palme (2012: 12-13)、パリエ2014を基に筆者作成。

せ、予めリスクに対処できる適性(competency)を備えさせておくことに
関心が注がれる。具体的には教育や訓練といった人的資本への投資が重
要な位置を占める。

社会的投資パラダイムは個人の潜在能力を向上させ、各人が自らの力でリスクに対処できる状態にしておくことを重視するが、その背景には「新しい社会的リスク」特有の課題がある。「新しい社会的リスク」は旧来の福祉国家が想定しなかった新しい経済社会状況の下で生じているという「新しさ」だけでなく、リスクの「個人化」を進めている点にその特徴がある(藤村2013; 近藤2011; ベック1998; ギデンズ1995)。ケインズ型福祉国家は男性稼ぎ主の安定雇用を接合点にした雇用と社会保障の連携により支えられてきた(宮本2011)。だが単身世帯やひとり親といった家族形態の多様化は、ケインズ型福祉国家が行ってきた家族単位での福祉供給の有効性を弱める。非正規雇用や長期失業、女性の労働市場への進出は労働者間での多様性を高め、製造業に従事する男性労働者中心の労働組合の組織力を低下させる。情報化とサービス化が進んだ知識基盤型経済では雇用の流動化が進み、個々人の働き方やライフコースは多様化し、どのようなリスクに直面するかも各人により異なってくる。その結果、男性であれ、女性であれ「個人」としてリスクに直面するようになるため、個々人のニーズに合ったリスク・ヘッジの仕組みを模索せざるを得ない状況が生じているのである(近藤2011: 54-56)。

したがって社会的投資パラダイムでは、個人の就労能力を高め経済的な自立を促すことを重視し、個人を予め能動的にしておくことを貧困リスクへの予防策とし、そのことをもってしてリスク・ヘッジとしようとする。個人の雇用可能性を高め、就労を通じた経済的自立を目指す社会的投資パラダイムに対しては、雇用の質を問わずいかなる仕事(any job)でもよいので就労を是とする新自由主義との親和性を指摘する論者もいる(Lister 2004)⁽²⁾。しかし両者の違いは社会的投資では社会的公正が重要な価値観として位置づけられている点にある(パリエ2014; Esping-Andersen 2002)。

社会的投資が「投資」として成立するためには「見返り」が必要となるが、ここでは二種類の「見返り」が想定される。一つ目は「経済的な見返り」であり経済成長や税収の増加である。二つ目は「社会的な見返り」であり、具体的には子どもや若者、女性を始めとする全ての人のより良質な生活と貧困の解消ならびにより連帯意識の強い社会の形成を指

す(パリエ2014: 12)⁽³⁾。すなわち社会的投資は「善き社会(good society)」という見返りにつながると考えるのである(Esping-Andersen 2002)。

教育や訓練により個人を能動的にすることは、労働市場での就労可能性を高めるだけでなく、人々が自らの手で生活を営む術を得ることにもつながる。特にケインズ型福祉国家で周縁化されていた女性や若者のスキル向上に向けた支援は労働力の増加を意味するだけでなく、彼らの社会参加の推進につながると考えられる。つまり社会的投資パラダイムでは、経済的な効率性と社会的な公正はトレードオフの関係にあるのではなく両者は両立可能となるのである。個人の能動化を推進する社会政策は、ケインズ型福祉国家では周縁化されていた女性や若者や子どもの社会の構成員としての良質な生活確保に結び付くと考えられるのである。

2-3. 能動化と承認の関係

1990年代末より発展してきた社会的投資パラダイムにおいて受動的な所得保障よりも能動的な社会政策が重視される理由としては、社会的排除が社会問題化する中でその解決策として社会的包摂に向けた政策が構想されたこととの関連を指摘できる⁽⁴⁾。社会的排除という概念が経済的困窮だけでなく社会関係からの隔絶や社会への参加手段の欠如に着目したことを受け、社会的包摂に向けた政策では個人と社会との関係性の回復が重要な課題となった。包摂のあり方としては、社会の相互的な関係の中に人々を再び引き戻すことを重視し、社会参加を通じて他者との積極的な交流が生まれることで自己を社会的に価値がある存在として認識できるようになることに意義を見いだした。すなわち、能動的な社会政策を通じて社会的承認が得られる点を積極的に評価したのである。

個人や集団がそれぞれに有するアイデンティティが他者によって認められることの重要性を承認論として展開するドイツの哲学者アクセル・ホネット(Axel Honneth)は、承認を三つの形態から論じる(ホネット 2005, 2003)。ホネットは承認の形式を(1)愛、(2)法的承認、(3)社会的価値評価に分類し、愛は個別的関係に基づく承認、法的承認は社会の構成員に対する法に則った普遍的権利としての承認、社会的価値評価は個人がその人の有する能力や特性に関して社会的な価値評価を得る承認形態

と解釈した(ホネット2003: 124-175)。社会的価値評価という承認形態を通じ、個人は自らが有する能力や特性には他者から認められるだけの一定の価値があるという自己評価を得ることが可能となる。社会的な価値評価を得る上では、「その人が正式に組織されている労働というかたちでいかなる貢献をなすかということを基準に下されることが非常に多く、それは「賃金を与えられるとともに社会的にまともなものみなされるような労働に従事する機会の有無」と関わってくる(ホネット2005: 112-113)。つまり個人がそれぞれの能力や特性に基づいて社会的な価値評価を得る上では、労働参加ないしはその機会の確保が重要となる。ホネットの承認論では、三つの承認形態のうちいずれかが毀損された場合にそれが社会的な不公正を告発する根拠となり、「承認をめぐる闘争」を引き起こすとされる(ホネット2003)⁽⁵⁾。

能動的な社会政策を核とした福祉国家の再編を論じる際には、個人としての承認が重要な論点となってくる。なぜならば労働市場の柔軟化や女性の社会進出は、福祉国家の前提条件である安定した雇用と家族を所与とできなくしただけでなく、従来自明視されていた雇用と家族のあり方そのものの問い直しを迫っているからである。

労働市場の柔軟化は非正規雇用労働者の増加をもたらしており、継続的で安定した雇用は減少傾向にある。誰もが長期的に安定した雇用に就くことができるわけではない中、非正規雇用労働者として生涯働き続ける者や短いサイクルで職場が変わる者、非正規雇用と無業を行き来する者が増えている。女性の社会進出に伴い生じる育児や介護をめぐるケア・ニーズを誰がどのように満たすのか、生涯未婚者の増加や出生率の低下は性別役割分担と家族形態に多様化をもたらすことになる。ケインズ型福祉国家は長期的な安定雇用に就く男性稼ぎ主と主婦のライフコースを前提にそこで生じる様々なリスクに社会保険で対応しながら人々の生活を保障してきた。だが福祉国家の再編にあたっては、そうしたライフコース自体を根本的に問い直し、多様化する個人の生き方とそこに生じるリスクを福祉国家としてどう承認し、保障するのかが問われてくる。

ケインズ型福祉国家の理論的基礎にはT.H. マーシャルのシティズンシップ論があり、市民は等しく社会権を保持すると捉えられてきた

(Marshall 1950)。全ての市民は権利主体として平等な福祉国家の構成メンバーとしてニーズに応じた福祉受給が権利として保障された。ところが能動的な社会政策は市民に対し積極的な社会参加を求め、それに従わない者には懲罰を与えることも辞さないことを含意する。シティズンシップは権利として「ある」のではなく「する」ものであり、責任ある行動に伴って権利行使が認められる地位を得るものと理解される。つまり「参加」のロジックに基づいた福祉国家の再編には、参加を拒む者、義務や責任を果たせない者は自らの所属するコミュニティに貢献する能力や資質に欠ける者とされ、福祉国家の構成メンバーから排除される可能性を内包しているのである(水島2012)。

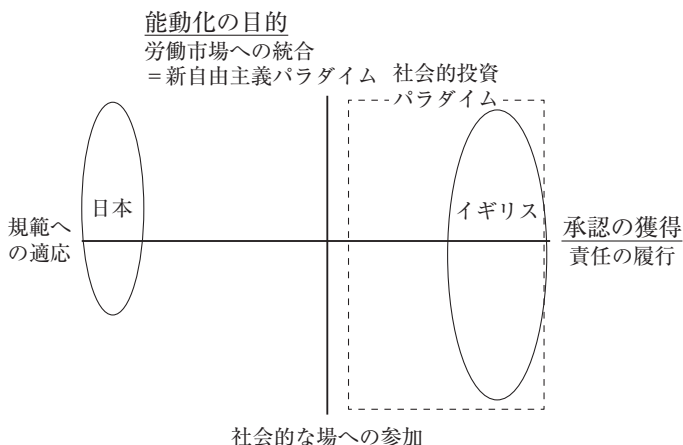
それでは個人の能動化を推進する政策が展開する中で社会の構成メンバーとしての権利保障と承認に関しては、どのような議論がされてきたのだろうか。ホネットの承認論を基に社会政策と承認の関係を論じた田中(2016a、2016b)では社会政策を再分配パラダイム、社会的投資パラダイム、承認パラダイムの三つに分類し先進諸国の社会政策は再分配パラダイムから社会的投資パラダイムへと移行しつつあるとし、その上で承認パラダイムに基づいた政策が必要だと主張する。再分配パラダイムは再分配による最低限の生活水準の保障を意味し、ケインズ型福祉国家と認識を共有している。田中(2016b)における社会的投資パラダイムとは、労働市場での就労に困難を抱える層の人的資本への投資を通じ、彼らの就労可能性を高め、労働市場に送り返すことを意味する。承認パラダイムとは「自尊」の普遍的保障という理念を核とし、労働市場へ人々を送り返すのではなく、個人が自ら人生の目標を定め、生き方を選択できる条件の保障を意味する。個人の尊厳の剥奪という感情経験を重視し、それが既存の分配構造や価値基準を問い直す運動の活性化につながる事が目指される。そして社会的投資パラダイムと承認パラダイムを分けるのは、社会の中で周縁化されている人々の声の表象とそれを政策変化につなげる回路の有無にあると論じる(田中2016b：344-345)。

ホネット(2003)や田中(2016b)の議論では個人の尊厳の剥奪が既存の分配構造や価値基準を問い直す運動、すなわち承認をめぐる闘争を引き起こすが重要だとされるが、承認を規範の受容を条件に得るものと位

置づけるのが三浦(2015)である。三浦(2015)は日本における政党間競争のあり方と「分配」と「承認」をめぐる政治の關係に着目し、2000年代後半以降、政党対立軸が経済領域から文化領域へとシフトし、後者において政党間競争が先鋭化していると論じる。対立は特に貧困対策と家族政策の領域にて顕著であり、それは日本の右派勢力における国家家族主義の台頭と関連するという見解を示す。国家家族主義では家族は国家に対し権利を求める主体ではなく、反対に国家が家族を統制する。つまり国家が設定する性と家族にまつわるモラル(規範)の受容が承認を得るための条件となり、規範から逸脱した人はその逸脱を責められるべきであり、権利主体として国家からの保護や支援を求めるべきではないとされていると論じる(三浦2015: 109-141)。

本稿ではこうした先行研究の議論を踏まえ、個人の能動化ならびに承認の關係を図1のように捉える。能動的な社会政策が個人の労働市場への統合のみを目指すのであれば、それはリスクに対し自己責任での対処を求め、経済的な自立を一限的に推進する新自由主義パラダイムを体现する。だが能動的な社会政策の役割は、労働市場への統合だけでなく、教育訓練や社会的協同組合を始めとする中間的就労、地域のコミュニ

図1 個人の能動化ならびに承認の關係



筆者作成。

ティ活動といった多様な社会的な場への参加支援も含まれる。本稿では社会的投資パラダイムは、個人の能動化を通じた労働市場への統合を目指すだけでなく、同時に社会参加の機会や場の拡充も含むものとして位置づける。本稿における承認とは個人が社会的な価値評価をどのように獲得するのかと定義し、個人が社会的な責任を果たすことで獲得するものであるのか、あるいは既存の社会規範への適応を承認の条件とするのかを承認のあり方の両極として位置付ける。

日本とイギリスの若者政策を図1に位置付けると左記の通りとなる。日本では能動化は労働市場への統合が主であるが、「ニート」やひきこもり支援において社会的な場への参加支援も徐々にではあるが進展してきた。しかしながら依然として、社会的な承認は社会の構成員としての責任を履行することによってではなく、企業の中で能力を発揮する主体となることが承認の条件となっている。他方、イギリスでは労働市場への統合と社会的な場への参加支援が同程度に進展してきた。就労規範は強いものの、個人主義的な発想が強いため個人の選択の自由と自発性が重んじられる。自らの責任において職業訓練やボランティア活動に参加することが「アクティブな行為主体」(渋谷2003: 64)として社会の構成員として認められる契機となる。

2-4. 分析枠組み

福祉国家の変容を分析するにあたっては、アイデアや言説に着目する研究潮流が存在する(近藤2008; Hall 1993)。政治アクターが有する「アイデア」が他のアクターと共有されることで制度や政策に変化が生じるという理論枠組みである。本稿ではコックス(2001)の福祉国家改革とアイデアの議論を援用した分析を行う。コックスは福祉改革においては、政治的アクターが有するアイデアの果たす役割が大きく、福祉改革のアイデアが社会的な正統性を獲得し、改革を社会的に構成(social construction)することが可能だったか否かが福祉改革の分岐をもたらすと主張する。その際にコックスが重視するのは、イシュー・フレーミングという過程である。すなわち政治的アクターが自らの有するアイデアに基づき福祉改革の必要性をイシューとして社会的に構成し、改革に

向けた新しい経路形成(path shaping)を成しえたかが福祉改革成功の鍵となると論じるのである(Cox 2001: 464)。

以下では日本とイギリスそれぞれが築いてきた社会保障システムと若者政策の特徴を概観しながら、若者の社会参加に向けた支援をめぐってどのようなイシュー・フレーミングがなされたのかを考察していく。若者政策は政治的な空白に導入されるわけでないため、若者政策が日本とイギリスにおいてどのようなイシューとして構成されたのか、既存の社会保障システムから改革に向けた新しい経路がいか形成されたのか、既存の社会保障システムとの整合性の有無について検討する。

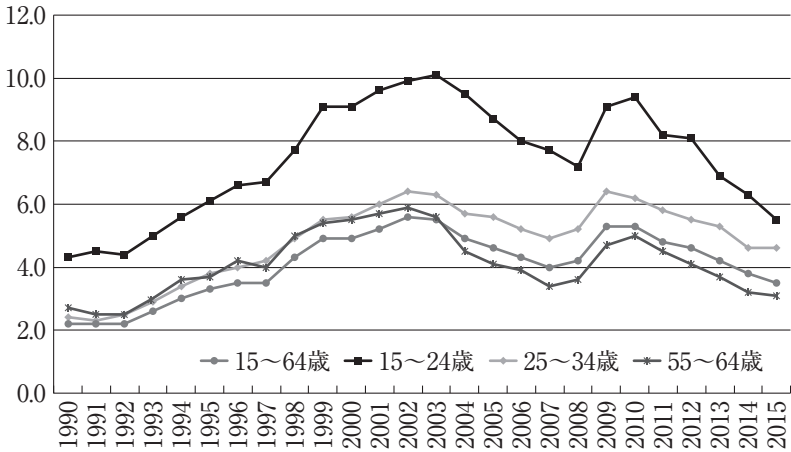
3. 日本

3-1. 若年雇用問題の「発見」

日本では若者の雇用や生活に関する政策は政治的な課題としても、政策的な課題としても長らくマイナーなイシューとして位置づけられていた。新規学卒一括採用の慣行化と1990年代初頭までの新卒者への高い労働需要により「日本に若年雇用問題は存在しない」という見解が政治家ならびに労働行政関係者の間では共有されていた。加えて「雇用を通じた福祉(welfare through work)」と捉えられる日本の福祉国家では社会保障関連支出が小さく、その大半は年金と高齢者医療に集中しており現役世代への給付は低く、強い性別役割分担に基づいた男性稼ぎ主の雇用保障を通じその家族である女性と子どもの生活を保障してきた(Miura 2012; 三浦2015、2003)。若者は親元を離れるまでは子どもとして男性稼ぎ主(父親)に扶養され、就職と結婚により親元を離れた後は、男性は自らが男性稼ぎ主に、女性の場合は男性稼ぎ主のパートナーとなることで「雇用を通じた福祉」の保障を享受してきた。

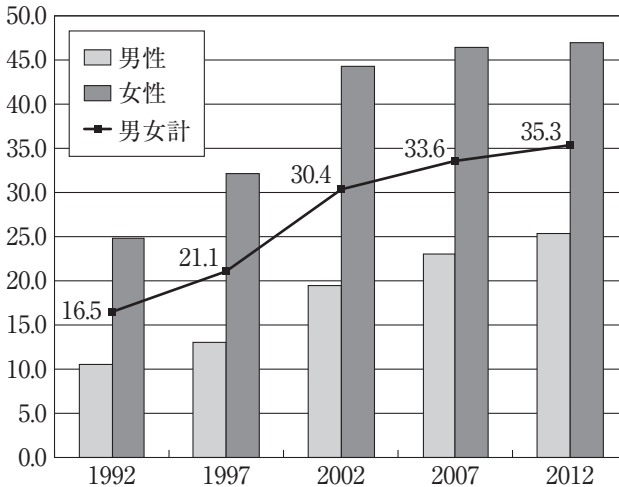
しかし1990年代半ば以降、日本の若年労働市場は悪化し、若年層における失業率と非正規率が上昇した(図2、図3)。この時期に若年失業と非正規雇用労働者が増加した背景には1990年代初頭のバブル崩壊から続く不景気の影響もあるが、より大きな要因として企業の雇用戦略の転換がある。1995年に日本経営者団体連盟(日経連、現・日本経済団体連合会)

図2 年齢別完全失業率



出典：総務省統計局「労働力調査」。

図3 35歳未満の非正規率



出典：総務省統計局「労働力調査」。

は『新時代の日本的経営』というポジション・ペーパーを発表し、労働者のポートフォリオ化を提唱した。同ペーパーでは労働者を(1)長期蓄積能力活用型グループ、(2)高度専門能力活用型グループ、(3)雇用柔軟型グループに分類し、従来型の長期雇用や年功賃金、OJTの対象とするのは長期蓄積能力活用型に限定し、残り2つのグループに該当する労働者は外部労働市場から必要に応じて調達し、有期雇用で定期昇給のない雇用形態とすることを主張した。3つのグループをいかなる割合で組み合わせるのは各企業の判断に委ねられた。つまり企業は従来であれば正規雇用労働者として雇用していた労働者を専門型ないしは柔軟型に置き換え、人件費を削減し経営コストを圧縮することが可能となったのである。

企業の雇用戦略の転換による影響を最も強く受けたのが、新規に労働市場に参入する若年者である。日本では整理解雇に対する規制が厳しかったため、既に雇用している正規雇用労働者を解雇して専門型ないしは柔軟型の労働者に置き換えることは難しかった。そこで新規学卒者における正規雇用労働者の採用割合を抑制することで、人件費コストがかからない労働力への転換を行ったのである。だがそうした状況でも新規学卒一括採用慣行は維持されたため、必然的に新規学卒者の一定割合が非正規雇用労働者となる仕組みが構造的に作り出され、新規学卒者の就職難、非正規化が生じるようになったのである。

こうした要因によって生じた1990年代半ばの新規学卒者の就職難は「就職氷河期」として社会的な注目を集めたが、特に20代・30代男性における失業や非正規雇用の増加は保守政治家や行政関係者の間に日本の経済社会の維持に対する一種の危機感を募らせた。新卒一括採用を慣行化した日本では若年男性は、学卒後は安定した正規雇用職に就き、日本の経済社会の中心的担い手となることが想定されていた。保守政党である自民党が主導し形成した「雇用を通じた福祉」では性別役割分担が強固に維持されており、稼働年齢期の男性は世帯の稼ぎ主として正規雇用職で就労していることを当然視していた。「雇用を通じた福祉」では、男性稼ぎ主の雇用を前提に家族を基礎単位とし、若者は学校を卒業後、男性は定年まで雇用を通じて賃金を獲得し、女性は主婦として家庭で家事と育児・介護を引き受けるというモデルを標準化してきた。そのため

最終学校卒業後にアルバイトやパートという雇用形態で未婚のまま30代まで働く「フリーター」の顕在化は、職業観や人生設計の乏しい若者の増加と捉えられた。本来であれば新規学卒一括採用と長期雇用慣行に則り安定した雇用で就き、日本の経済社会の中核を担っているはずの若年男性の失業や非正規化は日本の経済社会の担い手の減少、経済基盤の弱体化、社会保障制度の持続可能性の低下への危機感を伴いながら政策課題として浮上したのである。

3-2. 若者支援政策の展開：若年就労支援と青少年育成支援

日本で若者支援政策が国レベルで本格的に展開するようになったのは、2003年からである。2003年4月に自民党・小泉純一郎内閣は3年間の時限的措置として厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣からなる若者自立・戦略会議を設置し、同年6月に「若者自立・挑戦プラン」を発表した⁽⁶⁾。同プランではフリーターが約200万人、若年失業者・無業者が約100万人と増加している状況に対し、「当面3年間で、人材対策の強化を通じ、若年者の働く意欲を喚起しつつ、全てのやる気のある若年者の職業的自立を促進し、もって若年失業者等の増加傾向を転換させることを目指す」を目標とした(若者自立・挑戦戦略会議2003)⁽⁷⁾。具体的な方法としては、(1)学校教育段階から職場定着に至るキャリア形成および就職支援の推進、(2)若年労働市場の整備、(3)若年者の能力向上・職業選択機会の拡大、(4)若年者の起業・創業支援、(5)地域における若年者対策推進のための新たな仕組みとして若年者のためのワンストップサービスセンター(以下、ジョブカフェ)の創設を盛り込んだ。

同プランでは若年労働市場の整備に言及はしているものの、プログラムの大半は労働供給側である若者への働きかけが中心であり、キャリア教育や教育訓練の拡大による若者の能力向上を通じた労働市場での就労支援を目指すものであった。特に2004年からは「フリーター」の正規雇用への移行を支援するジョブカフェにて地域の実情に合わせた情報提供やカウンセリングを行う就職支援が始まった。ジョブカフェは地域における新たな若年者雇用推進のための仕組みであり、若者に特化した公的

職業紹介サービスである。就職に関する情報提供、適職診断、職業カウンセリング、各種セミナー、などの職業相談事業を行う機関である。ジョブカフェ自体は職業紹介権を有していなかったが、多くは職業紹介事業を担当するハローワークを併設しているため、いわば包括的な就労サービスセンターとしての役割を担った。ジョブカフェの特徴は地域を主体としたワンストップサービスセンターという点にあり、地方自治体を実施主体とし、就労に関する情報提供、職場体験、個人相談、就労支援を包括的に取り扱うところにある。就労に関する多様な業務を一ヶ所に集約することにより、きめ細かいサービスの提供を目指した。

その後同プランを改定し、2004年12月に発表した「若者自立・挑戦のためのアクションプラン」では、「ニート」と総称される15歳から34歳の若年無業者を対象とした合宿形式の包括的な支援策として若者自立塾の創設を提唱した⁽⁸⁾。2006年1月発表の「『若者の自立・挑戦のためのアクションプラン』の強化」では地域の自主性と多様性を尊重しながら地域を拠点とした若者支援ネットワークの形成として地域若者サポートステーション(以下、サポステ)の創設を謳った。

2003年以降の国レベルでの包括的な若者支援政策は首相官邸の若者自立・戦略会議が大枠を打ち出し、そこでは若者の職業的・経済的な自立が目指され、労働市場での就労に向けた支援策が提示された。その一方で日本の若者支援政策には、「青少年育成」という視点から発展した側面もある。

労働市場での職業的な自立と共に広範で包括的な若者の生活支援に関する議論は内閣府政策統括官(共生社会政策)が主催する検討会や懇談会にて、若者を「青少年」と括りながら展開した。まず2003年6月には内閣総理大臣が本部長を務める青少年育成推進本部が内閣府に設置された。そして同年12月に青少年政策の基本理念と中長期的な方向性を明示した「青少年育成施策大綱」を発表した。「青少年育成施策大綱」は年齢に応じた職業能力および意欲の習得、職業能力開発および就業支援の充実と共に生活に困難を抱える子どもや若者、ひきこもりに対する総合的な支援策を実施することが課題であると指摘した。

2004年8月に設置された若者の包括的な自立支援方策に関する検討会

も同様の方針を示した。同検討会は、若者が獲得すべきものとして経済的自立、社会的自立、職業的自立、親・家族からの自立および公共への参加促進を課題として取り上げた。そして、職業的自立と親からの精神のおよび経済的自立と同様に「社会に関心を持ち公共に参画しているかどうか」も若者の包括的な自立を実現するに際して重要な課題として検討する必要性を強調した。

2005年6月に内閣府が発表した、若者の包括的な自立支援方策に関する検討会の報告書では、若者自立・挑戦プランを始めとする一連のアクションプランの施策は、「ニート」やいわゆるひきこもりと呼ばれる社会とのつながりを築きにくい若者に届いていないのではないかという問題提起を行った。そして若者「包括的な自立支援方策を全政府的に推進すべき」だとの方針を示した(内閣府2005)。方法としては地域の福祉機関や就労支援機関、教育関係機関、保険・医療機関が連携したネットワークを構築することを推奨した。

3-3. 就労困難層の「発見」と社会的な場への参加支援

このように内閣府での青少年育成という流れから発生した若者の包括的な支援政策の必要性和若者自立・挑戦プランの動きが合流しながら、特に地方自治体とNPOを組み合わせで個別支援サービスを提供し、地域を主体とする若者支援に向けた新たな仕組みづくりが進んだ。まず2005年4月からは「ニート」やひきこもり状態にある若者に対する地域における居場所づくりとして若者自立塾が開設された。若者自立塾とは、「ニート」と呼ばれる若年無業者やひきこもりの若者を対象に合宿形式による集団生活の中での生活訓練、労働体験を通じて職業人として必要な基本的技能の習得や勤労観の醸成を目指すものである。実施団体は公募により決まり、民間事業者、NPOなどから幅広く応募者を募った⁽⁹⁾。併せて、親の意識改革を図るために親子を対象とした勉強会も開催されている。合宿期間中はキャリアコンサルティングも実施され、その結果を踏まえハローワークや教育訓練施設に参加者を誘導することにより就職に至るまでのフォローアップも実施した。

2006年からはサポステ事業が始まった。サポステは厚生労働省から委

託を受けたNPOや民間事業者が事業主体となり、ジョブカフェやハローワーク、教育機関、保健・福祉機関、行政機関、地域社会とネットワークを形成し、就労に困難を抱える若者の社会参加に向けた支援提供を行う。サポステの支援内容は、支援対象者の把握、個別・継続的な相談、コミュニケーション力やスキル取得に向けた訓練、保護者へのサポート、他の支援機関との連携である。サポステでは職業紹介は行っておらず、支援が必要な若者が地域の若者支援機関のサービスを効果的かつ継続的に受けられるよう支援する地域ネットワークの拠点として機能することに主眼を置く。

サポステは2006年開始時には全国25カ所だったが、2015年には全国160カ所に開設されている。利用者は男性が全体の6割強を占め、年齢は20代前半が3割を超え最も多く、次いで20代後半が25%、30代前半が18.4%、30代後半1割程度となっている(宮本2015)。受託団体の大半は民間団体であり、地方自治体の推薦を受けた上で厚生労働省の企画競争に応募し、選定された後1年間の事業として受託する。サポステ事業開始時の受託団体の多くは1980年代より不登校児の学習支援やその親への相談支援・カウンセリング、学校以外の活動の場づくりを地域に根ざしながら実践してきた団体だった(若者支援全国協同連絡会2016)。新卒一括採用を慣行化してきた日本では学校や職場から排除された後のオルタナティブな生き方はほぼ皆無であり、行政側にも学校にも職場にも帰属しない若者を支援する手法の蓄積がなかった。そのため、草の根で試行錯誤をしながら不登校やひきこもり支援を行ってきた民間団体が主導しながら、積み重ねてきたノウハウを公的な支援制度に組み込んでいったのである。民間団体と行政がともに政策立案に関わる回路が増え、就労困難な若者が抱える複合的な問題に多面的な対応策を考えることが可能となった。

こうした民間団体の若者支援の現場では、若者の「自立」を「安心して依存できるような場・関係の獲得、誰かと一緒にまたは誰かの力に支えられて自分でできること」と捉える自立観が見いだされており、仲間との協同体験を通じ、社会へ参加するプロセスを保障することを重視していた(若者支援全国協同連絡会2016: 22-23)。このような自立観は、公

の福祉に依存せず自らの力で賃労働を通じ経済力を身につけることを至上とする新自由主義的な自立観とは大きく異なっている。

サポステ事業は何らかの支援を必要とする若者を社会的に顕在化させ、社会政策の対象として政策形成者に認識を迫った点に功績があるといえる(宮本2015)。「ニート」やひきこもりの背景には、義務教育段階でのいじめや不登校、高等教育からの中退、家庭におけるDVや虐待、親の離婚、精神疾患や発達障害といった多様かつ複合的な要因が存在することがサポステの支援事業を通じて少しずつ明らかになった。来所する若者は困難を抱える若者のごく一部であり、家庭崩壊や義務教育終了後は支援機関につながる術を失う者も多いため、2009年には若者支援の法的根拠となる、子ども・若者育成支援推進法が制定され、2010年4月から施行された。同法は子ども・若者をめぐる問題に対し国、地方自治体、民間団体が連携して取り組むための理念法である。法律を具体化するに際しては、内閣府政策統括官(共生社会)の下に子ども・若者育成支援推進本部を設立し、「子ども・若者ビジョン」を大綱として作成した。

サポステ事業は「ニート」やひきこもり状態にある若者は就労を阻害する複合的な困難を抱えていることを顕在化させたが、それが「雇用を通じた福祉」が前提とするライフスタイルから外れた働き方、生き方の承認と保障につながっているのかは疑問が残る。サポステには経済的に困窮した来所者に対し、交通費や訓練プログラムへの参加費用の支給といった経済的な支援を行うことはできない。その結果、来所者は親による金銭的サポートがあり、サポステ利用を認めてもらえる層に限定されている。

以上の通り、日本は2003年以降、本格的に若者支援政策に取り組んできた。日本の若者支援政策の特徴は「フリーター」と総称される若年非正規雇用労働者の正規雇用へ移行支援と社会的な場への参加支援対象の年齢層の高さにある。「雇用を通じた福祉」の肝は雇用維持と創出機能にあるが、雇用環境の悪化により「雇用を通じた福祉」は機能不全に陥っている(Miura 2012; 三浦2015)。正規雇用のパイは縮減しておりその質も劣化しているにも関わらず、若者支援政策は「雇用を通じた福祉」が機能していた時代の労働者像やライフコースの残像への適応を求める要

素が強い。

その一方で地域をベースとし、社会生活を送る上で複合的な困難を抱える若者に社会的な協同関係を持てる場を作る動きも進んできた。そもそも若者支援が公的支援においては空白地帯だった政策領域と就労困難な若者を「発見」したことは新しい動きである。しかしここでも家族扶養規範と自助規範が依然として根強く、これらから逸脱した者に対する支援や存在の承認は非常に弱いままなのが現状である。

4. イギリス

4-1. イギリスにおける若年雇用問題

イギリスの福祉国家の特徴は、選別主義と就労原則が強い中でも教育と医療に関しては普遍主義を貫いてきた点にある(近藤2015)。福祉受給は資力調査により貧困だと認められた人のみが受給でき、基本的に各自の生活は自らが就労することで保障するべきだという考えが中心にありつつも、教育と医療は階層に関わらず全員に保障してきた。福祉供給において市場が果たす役割が大きく、公的給付は資力調査付きの給付が主体であった。

イギリスの若年雇用をめぐる最も大きな問題は、若年失業である。1973年の石油危機を契機とする大量失業と製造業からサービス業への産業構造の転換は、労働市場に大きな変容をもたらし、その影響を最も強く被ったのが若年層であった。イギリスの製造業は比較的高い賃金水準と技能形成が可能な安定した雇用先として、特に義務教育修了段階で就職する若年男性の主要な就職先として重要だった(伊藤2003b)。しかし製造業に従事する就業者の割合は石油危機以後、年々減少し1980年代以降、新規に労働市場に参入する若年層の中でも、特に低年齢、低技能で低学歴な者を不利な立場に置いた。

伝統的に製造業が強かったイギリスでは、技能形成は個別企業が徒弟訓練制(apprenticeship)として実施していたが、製造業の衰退と共にそうした訓練制度の解体も進んだ(上田2002)。製造業に代わって主要産業となったサービス業は、一方には金融業のような高学歴で専門性の高い知

識を要する高賃金で安定した職を生み出すが、同時にマック・ジョブ(mac job)と呼ばれる飲食業や小売業での低学歴、低技能、低賃金で不安定な職を生み出し、労働市場の二極化を進めた。その結果、従来であれば製造業に就職できていた義務教育修了段階での就職者は、低賃金な不安定職に就くか、不安定職と失業を繰り返しながら公的給付を受給するか、さもなくば無業になるかという状況に置かれることとなった。

労働市場の二極化の進行は、就労と貧困の関係にも変化をもたらした。1980年代を通じては貧困層の大半は年金生活者とひとり親の非就労世帯(non-working lone parent)が占めていたのに対し、1990年代からは働く貧困層(in-work poverty)が増加した。子どもがいない稼働年齢層(working-age adults without children)の相対的貧困率(住宅費控除後の中央所得値の60%基準)は、1978年～80年が6.8%、1996年～97年が17.2%、2011年～12年が20.2%と30年間で3倍以上に増加した(Cribb et al. 2013: 125)。

働く貧困層が増加すると共に1990年代以降に顕在化するようになったもう一つのリスクが、経済的非活動層(economically inactive)の増加である⁽¹⁰⁾。経済的非活動層には定年退職者や病氣療養中の者も含まれるが、1990年代以降のイギリスの特徴としては経済状況と関係なく稼働年齢層において常に一定割合が経済的非活動層として固定化している様子がみられることにある。こうした非労働力層の常態化は若年層においても観察され、国立統計局(Office of National Statistics)が2001年に公式統計を取り始めて以降、16歳～24歳の失業者と経済的非労働力層は、一貫して同世代人口の13～16%の間で推移している⁽¹¹⁾。

イギリスの福祉国家のもう一つの特徴は階層化指標の高さである。そうした状況で稼働年齢層の一定割合が経済的非労働力者や非就業者として固定化することは、新たな低階層を生み出すリスクにつながる。つまり景気回復期においても失業や無業から抜け出せず、不安定職と失業を繰り返し、失業給付や公的扶助により生活を維持せざるを得ない労働者を継続的に作り出されていることを意味する(伊藤2003a)。こうしたリスクは労働市場において相対的な不利が複合的に重複する、低技能、低学歴な若年層が最も大きな影響を受けることになったのである。

4-2. 若者支援政策の展開：福祉受給の条件としての支援

若年失業、働く貧困、若年無業という若年労働者の就労をめぐる問題に対し、イギリスは1980年代より若年就労支援政策に取り組んできた。本稿の主たる分析時期は1990年代以降であるが、1990年代後半以降にイギリスが実施した若者支援政策の特徴を理解するためにまず簡単に1980年代からの展開を概観する。

1980年代から顕在化し始めた若年失業問題に対し、当時の保守党政権は失業給付の給付条件の厳格化と公的な職業訓練施設の設置を行った。まず1983年に若年者訓練制度(Youth Training Scheme)を導入し、16～17歳の学卒者を対象に公的な職業資格の取得を目指した職業訓練と職場体験の機会を与える制度を開始した。次いで1988年に社会保障法(Social Security Act)を改正し、従来16～17歳が受給することができていた資力調査つきの公的扶助の補足給付(supplementary benefit)を廃止し、支給対象から外した⁽¹²⁾。代わって同法は義務教育を修了した16～17歳の全ての若者に対し(1)進学、(2)就職、(3)若年者訓練制度への参加のいずれかを行うことを義務づけた。

保守党政権は1996年に失業給付に関する大規模な改革を行い、失業給付と所得保障を組み合わせた求職者手当(Jobseeker's Allowance)を導入し、従来の社会保険による失業給付と公的扶助による所得扶助を一本化した。求職者手当の対象となるのは、英国内に居住する稼働能力がある18歳以上の全ての失業者であり、積極的に求職活動を行うことが手当受給の条件となった⁽¹³⁾。失業者の積極的な求職活動が認められなかった場合には、支給額の削減あるいは支給停止といった罰則が設けられた。

1997年の総選挙で保守党から18年ぶりに政権交代を果たした労働党は、若年就労支援政策を政権の看板政策として打ち出した。労働党政権は、政権発足直後の1997年5月に福祉から就労へ委員会(Welfare to Work Committee)を立ち上げると、同年6月に若年者ニュー・ディール・プログラム(New Deal for Young People、以下NDYP)を発表した⁽¹⁴⁾。NDYPはニュー・ディール・プログラム(New Deal Programme)と称する労働党政権が実施した就労支援政策のうち若年失業支援のことを意味し、求職者手当を6ヶ月以上受給している18～24歳の全失業者を対象とした。

ニュー・ディール・プログラムの実施にあたっては、増税や恒常的な財源の確保という措置はなかったが、1997年予算において民営化された公営企業からの1度限りの税収であるウィンドフォール税により52億ポンドを調達し、2003年までの財源とした(HM Treasury 1997)。

3つのステージから構成されるNDYPでは、公的職業紹介機関であるジョブセンター(Jobcentre)の相談員が個人アドバイザーとして、相談者の就職相談から職業紹介に至るまでを一貫してマンツーマンで支援する方針を採用した。長期失業状態にある若年失業者が個々に抱えるニーズに合った支援サービスを提供することで、よりそれぞれに適した就職へ導くことを目指した。一定期間就職活動をした後も就職先が見つからない者には、職業訓練やボランティア団体での活動への参加を促した。合理的な理由なくプログラムへの参加を拒否した場合やアドバイザーとのカウンセリングを行わなかった場合には、失業給付の支給を停止するという罰則が設けられた。NDYPはその後ブレア政権を引き継いだブラウン労働党政権により、2009年からフレキシブル・ニュー・ディール(Flexible New Deal、以下FND)となり、社会的企業やボランティアセクターとの連携を強化する方向へ改編されながら労働党政権の間は継続された。

2010年5月に発足した保守党・自由民主党連立政権は労働党政権が実施していたFNDを廃止し、代わりに2011年6月からワーク・プログラム(Work Programme)を導入した。ワーク・プログラムの対象者は若年失業者だけでなく、3ヶ月以上「NEET」状態が続いている者、25歳以上の長期失業者や所得補助(income support)受給者、就業不能給付(incapacity benefit)受給者も含んだが、参加が義務づけられたのは18～24歳で9ヶ月以上求職者手当を受給している者と25歳以上で12ヶ月以上求職者手当を受給している者だけであり、他のグループは任意参加に留まった。

ワーク・プログラムではカウンセリング、職業訓練先の手配、職業紹介といった実際の就労支援サービスは公的な団体が実施するのではなく、民間プロバイダーや非営利団体に委託された。連立政権はこうした民間委託がより就労しやすい若年短期失業者への支援に偏り、長期失業や疾病を抱える者への就労支援を実施する団体がいなくなることを予防

するためにプログラム参加者の就労困難な度合いや就労後に雇用が持続した期間など成果に応じた委託費の支払いを行った。支援サービスの内容は委託先に一任する形を採用した。

連立政権は2011年11月に若年就労支援に向けた追加措置として、ユース・コントラクト(Youth Contract)の実施を発表した。ユース・コントラクトは2012年から3年間の時限的措置として9億8000万ポンドを投入し、16～17歳の「NEET」や18～24歳の求職者手当受給者の雇用や職場体験機会を提供した企業に対し補助金の支給を打ち出した。

4-3. 社会の構成員としての「自律」支援

1990年代末から労働党政権は若年失業者対策としてNDYPを推進する一方、労働市場での就労に困難を抱える若者、社会的に孤立している若者に向けた支援体制作りも推進した。労働党政権は1997年12月に内閣府内に社会的排除ユニット(Social Exclusion Unit、以下SEU)を立ち上げ、経済的貧困だけでなく社会関係から阻害されている人々が抱えるニーズの特定に力を注いだ。社会的排除ユニットが最も重視したのが、若年者の中でも16～17歳の義務教育修了後に進学も、就職も、職業訓練にも参加をしていない若者が抱えるニーズの把握であった。SEUの調査報告書Bridging the Gapはこうした若年無業者を「NEET」として捉え、「NEET」が低所得地域や移民2世といった特定の地域・階層に集中していることを明らかにし、そうした地域の若者が社会的に排除されないよう、ターゲットを絞った支援と地域コミュニティをベースとした支援体制づくりの重要性を主張した(SEU 1999)。

労働党政権はSEUの報告を受け、2000年にまずはモデル地域での先行導入を行った後に2001年からコネクションズ・サービス(Connexions Service)の全国展開を始めた。コネクションズ・サービスの最も重要な目的は、若者が社会関係の中で生活を営めるようにすることにあり、13～19歳の全ての若者を対象に国、地方政府、学校、企業、ボランティア団体の分野横断的な支援体制を構築した。コネクションズ・サービスは普遍的なサービス提供を目指すものであったが、同時に家庭環境や経済的な困難を抱える者には特に重点的な支援を行う点でターゲットを絞っ

た政策でもある(Coles, Britton, and Hicks 2004)。その具体的な目標は、(1)「NEET」状態にある若者の比率の減少、(2)16歳で公的資格を取得せずに学校を離れる者の人数の減少、(3)低学力層の引き上げ、(4)義務教育終了後、高等教育進学者数の増加、(5)10代の未婚の母、施設出身者、犯罪歴のある者の就学・就労・職業訓練従事率の向上、(6)薬物使用者への支援増加であった。支援方法としては各自に個人アドバイザーを任命し、特に義務教育修了後に進学しない若者の学校教育修了後の「NEET」化、所在不明としないことを重要視した。

コネクションズ・サービスの実施体制としては、教育技能省(Department for Education and Skills、現・教育省 Department for Education)内にコネクションズ・サービス・ナショナル・ユニット(Connexions Service National Unit)を設置し、国全体としての方針と資金提供の役割を担った。地方政府レベルにはコネクションズ・パートナーシップ(Connexions Partnership)を設置し、地域のニーズに応じた戦略計画の策定、資金配分の決定を委ねた。コネクションズ・パートナーシップは地域の社会的企業やボランティア団体との調整役も兼ね、労働市場での就労に困難を抱える若者が学校卒業後に参加できるボランティアや職場体験の場やサービスの手配も行った。そうすることで若者が地域社会に形成された支援ネットワークのどこかには必ず包摂されることを目指した。

コネクションズ・サービスは、担当地域に居住する全ての対象年齢の若年者の実態を正確に把握する責任を有しており、進路相談のみならず個人のニーズに応じた多岐にわたる継続的な支援を提供する役割を担った。コネクションズの最も重要な任務は、管轄地区内の「NEET」状態の若年者の人数と動向を把握することにあった。ブレア政権は、特に将来的なリスクが高いと思われるものを把握し、ニーズに応じた支援を早期から提供し「NEET」を予防することに力を注いだ。義務教育課程で学業につまずくことも「NEET」をつくる原因と認識され、義務教育課程での中退者を出さないこと、職業教育を通じ適切な進路選択をさせることもコネクションズの個人相談員の重要な役割であった。そのため、コネクションズ・サービスでは、支援が必要な程度により若年者を3つのグループに分類した上で支援サービスを提供した。まず最も優先順位

が高い第1グループとして、学業面および生活面で複合的な問題を抱える層が挙げられた。このような若年者に対しては、毎週1回面接を設定し、集中および継続的な支援の提供に重点が置かれた。次に第2グループは、教育課程から脱落の危機にある層であり、彼(女)らに対しては、職業選択や技能訓練を含めた手厚い相談業務が主となった。第3グループは、第1および第2グループに含まれなかった支援の必要が低い若年者であり、このような層に対する支援は、進路に関する情報提供や簡単なアドバイスを提供するに留まった。

コネクションズ・サービスの実施運営面に関してブレア政権は、NDYP同様にコミュニティの多様な主体が積極的に関与することを奨励した。まず、教育技能省の下に省庁横断的なコネクションズ・サービス・ナショナルユニット(Connexions Service National Unit、以下CSNU)を設立し、その下に各地域の学校、ソーシャルサービス、警察、ジョブセンタープラス、民間企業、若年者支援団体によって構成されたコネクションズ・パートナーシップ(Connexions Partnership)を設置した。コネクションズ・パートナーシップは、策定した若年支援計画がCSNUの審査を受け、承認された後、初めてサービス提供が可能となった。

コネクションズ・パートナーシップは、ひとつの固定された組織というよりも、地域連合型ネットワークという様相が強かった。支援計画の策定や運営方針は、最高意思決定機関であるコネクションズ・パートナーシップ・ボード(Connexions Partnership Board)が行い、支援サービスの実施はパートナーシップと業務委託契約したキャリアカンパニーと地方自治体が主に行った。コネクションズ・サービスでは、保守党政権下で縮減された地方自治体の関与も推奨されたが、地方自治体には地域全体の教育を統括、監督する主体としての排他的な地位は保障されておらず、むしろ各サービスに私的セクターが積極的に投資、参入するPPP(public private partnership: 官民パートナーシップ)による水平的なパートナーとしての役割が期待された。2007年6月に発足したブラウン政権では、ライフ・サイクル・アプローチ(Life Cycle Approach)を前面に掲げ、その一環として幼児から19歳までの教育訓練および家族政策を掌握するため、教育技能省を廃止し、子ども・学校・家庭省(Department for Chil-

dren, Schools, and Families)を新設した。

2010年5月に労働党から13年ぶりに政権交代が生じ、保守党・自由民主党連立政権が発足した後も若年就労支援政策は行われているが、政権の看板政策としての実施はなされていない。連立政権の最優先事項は財政赤字の削減にあり、そのための緊縮財政を打ち出し、大規模な社会保障改革に取り組んだ。その一貫として連立政権はコネクションズ・サービスに国レベルで取り組むことを中止し、連立政権発足後は各地方政府が独自にコネクションズ・パートナーと社会的排除や複合的に不利な状態にある若者の支援を地域で行っていくこととなった。

以上の通り、イギリスは1980年代から断続的に若年失業問題に取り組んでおり、1997年の労働党政権では看板政策として取り組みが進んだ。イギリスの若者政策の特徴は政策ターゲットの細分化にあり、比較的早期に労働市場での経済的自立が可能だと考えられる者より貧困に陥るリスクが高い長期失業者、低所得家庭出身者、低学歴者に分類した上で支援を行ってきた。前者には福祉受給と引き換えに就労活動を義務化し労働市場への統合に向けた支援を行った。他方、就労に困難を抱える若者に対しては社会的に帰属できる場をつくり、そこでの各人の能力や適正に応じた社会的な活動を与えることを重視した。つまり就労原則に基づき基本的には労働市場での就労へと導く政策を中心に据え、その一方で高リスク層には最低生活の保障に向けた支援策を講じたのである。

イギリスの若者政策における承認は、責任の履行を通じて獲得するものだという考えが強い。つまり労働市場での就労が可能な者は就労義務を履行することで福祉受給という権利行使が可能な市民となる。他方、労働市場での就労が困難な者は、まずもって責任を履行できる主体となることを重視した。職業訓練や地域社会の活動への主体的な参加に向けた支援、個々人が抱える複合的な困難の解消を通じ、社会の構成員としての責任を果たせる者にすることが支援策の第一歩に位置づけられていると考えられる。

5. 考察・まとめ

本稿では日本とイギリスの若者政策を能動化と承認という側面から検討してきた。日本とイギリスはいずれも就労奨励的な福祉国家を築いており若者政策も労働市場への統合を目指す政策が主流であるものの、社会における居場所や多様な社会的場への参加過程の充実を目指す若者政策も展開してきた。

日本とイギリスの若者政策は若者の「自立」を促す支援政策である。しかし、両国における若者の「自立」の内実は大きく異なっている。その違いを一言にまとめると日本は「自活」型、イギリスは「自律」型だといえよう。

日本の「自活」型というのは、福祉受給が社会権として十分に確立していない中で能動化の最終目標を自助努力による経済的自立に限定し、社会的な承認は企業の中で能力を発揮する主体となることでしか得られないことを意味する。「自活」型では若者を労働市場での就労に導くことが最優先され、社会の構成員としての若者の承認という論点は後景に退いている。日本において若年雇用問題は若者の「やる気」や「意欲」の問題として政策課題化し、解決策として若者の勤労観や就労意欲を喚起する施策が進展した。「自立」に向けた支援のあり方としては若者の労働市場への参入支援、とりわけ新規学卒者の就労支援に最も力を入れる一方、若者を取り巻く労働環境の改善やまともな仕事(decent work)の創出には消極的である。若年無業者や労働市場での就労に困難を抱える若者に関しては、公的なセーフティ・ネットが脆弱である。「社会的に意味のある生を生きていく相互的な帰属の場」(宮本・齋藤2010: 4)の創出する動きは広がりつつはあるものの、依然として家族を拠りどころとする傾向が強い。

これに対しイギリスの「自律」型では、社会権が確立されている中で福祉受給に就労の条件化が伴う動きの展開を意味し、能動化の最終目標は経済的な自立だけでなく、政治的ならびに社会的な主体となることに据えられている。そのため労働市場での就労を促進しつつも職業訓練の充実や地域コミュニティでの社会活動といった労働市場以外の場への参

加支援も行い、労働市場以外で社会的な承認が得られる居場所づくりを推進している。「自律」型の若者政策を展開するイギリスでは1990年代以降、失業を個人に付与されているシティズンシップを十分に権利実現できていない、社会的排除として捉え直す動きが政策論議の場に登場した。社会的排除に対する解決策としての社会的包摂政策が進展する中で、社会関係の中に若者の居場所をつくり、社会の構成員としての自律的な個人の育成が若年就労支援政策の論点として浮上した。もっともイギリスも他のヨーロッパ諸国と比較すると、労働市場規制は緩く、まともな仕事の創出よりもどんな仕事(any job)でもよいので労働市場での就労を促進する傾向は強い。しかしイギリスの場合は公共サービスの実施にあたり市民社会が果たす役割が大きく、労働市場での就労に困難を抱える若者には中央政府、地方政府とボランティア団体や社会的企業が協働しながら若者の社会的な居場所づくりを進めてきた。

日本とイギリスにおける若者政策における質的な違いは、両国における新自由主義との関係の違いと考えることもできよう⁽¹⁵⁾。日本では若年就労支援政策は新自由主義改革の一環として取り組みが始まった。日本で国レベルでの若年就労支援政策が本格的に始まった2003年は小泉政権の構造改革のさなかである。「自立支援」は2000年前後に日本が実施した各種雇用福祉改革のキーワードであり若年就労支援に限らず、2002年の改正児童扶養手当法や2004年の改正生活保護法、2005年の障害者自立支援法と頻出している(宮本2011、2006)⁽¹⁶⁾。日本の社会保障システムはもともと雇用による福祉レジームと呼ばれる雇用を前提とした就労奨励的な性質を有する。保守政権のイニシアティブの下で形成された雇用による福祉レジームでは、社会権をエンタイトルメントとして確立することに否定的だった(Miura 2012)。必要な人への必要な支援を公的な責任のもとで実施するという理念が弱い雇用による福祉の枠組みの中で、新自由主義改革の流れにのる形で展開した若年就労支援政策は、実態として自助努力と家族による扶養という側面を強調するものとなったのである。こうした傾向は中道左派的な民主党が政権に就いた際にはやや弱まったが、民主党政権も雇用による福祉レジーム自体の解体は試みておらず、その枠内で政策を展開したため、家族扶養を前提とした自助モデ

ルが継続している。

これに対しイギリスでは1980年代に大々的に展開した新自由主義改革の負の側面が顕在化する中で、その対応策の一環として若年就労支援政策を実施するようになった。1980年代を通じて保守党政権が実施した新自由主義的な雇用福祉改革は、従来社会民主的な理念に基づいた自由主義福祉国家を築いてきたと言われていたイギリスの社会民主主義的な要素を弱め、自由主義的側面を強化した(Esping-Andersen 1999)。イギリスはもともと選別主義と就労原則を基盤とした社会保障の仕組みを築いてきたが、1980年代のサッチャー保守党政権以降は選別の条件が資力調査だけでなく、就労に力点が置かれるようになった(近藤2014)。その一方でイギリスでは社会権をめぐる超党派的な合意が依然として影響力を残している。

こうした状況下で労働党は、「福祉から就労へ(welfare to work)」、「働くことの経済的な見返りを強める(make work pay)」といった標語を用いて雇用と福祉の関係を定義し直した。責任と義務の分担という論理を押し出し、福祉は就労に向けたスプリングボードとして位置づけた上で、各人が経済的に自立すること、経済的自立に向け個人の雇用可能性を向上させることが個人化の進展する中でリスク・ヘッジのあり方として追求されるようになった。すなわち自由主義の影響が強い中での個人化の進展に対し、社会権を十分に実現した自律的な個人を創出する若年就労支援政策となったのである。社会権に対するコンセンサスは保守党も共有しているため、自律モデルは政権交代が生じても持続されている。

本稿では日本とイギリスの若者政策を能動化と承認という側面から考察しながら、若者の「自立」について検討してきたが、両国とも労働市場での就労を中心とした福祉国家の仕組みを維持している。若者の「自立」が公的給付に依存せず、自ら働いて得た賃金での生活を前提とするのであれば、社会的な場への参加支援は労働市場への就労に向けたステップないしはワンクッションとしての機能しか果たさず、最終的には労働市場への統合に一元化されるのかという疑問が残る。

また両国において労働市場での就労に困難を抱え、社会から排除され

がちな若者の社会的な関係回復に向けた支援は地域に根ざした若者支援活動を行ってきた非営利組織や民間団体が担い手となった。非営利組織や民間支援団体は支援サービスの供給主体としての役割を主に担ってきたが、そうした団体が地域における若者支援ネットワーク体制を構築する際に果たした役割については十分に検討しきれなかった。これらは今後の検討課題としたい。

〔謝辞〕 本稿は日本比較政治学会2016年度研究大会(2016年6月26日、京都産業大学)での報告ペーパーに加筆・修正したものである。ペーパーと報告に対し多数の貴重なコメントをくださった討論者の宮本太郎先生、司会者の藤井篤先生ならびに参加者の皆さまに深くお礼申し上げたい。また本研究は千葉大学リーディング研究育成プログラム「未来型公正社会研究」の成果の一部である。

〔註〕

- (1) 「新しい社会的リスク」とは具体的には、低賃金や技能形成の機会に恵まれな
い不安定雇用への就労、稼働年齢期における長期失業、子どもや高齢者と
いったケアを必要とする家族の存在、ひとり親や単身世帯を意味する(Arm-
ingeon 2006; Bonoli 2005)。
- (2) ただし社会的投資には2つの理念的潮流が存在することには留意が必要であ
る。ひとつはイギリスのブレア労働党政権の政策ブレーンであった社会学者
のアンソニー・ギデンズ(Anthony Giddens)による「第三の道」路線である。
もう一方は伝統的な社会民主主義に基づく議論であり、代表的論者としてデ
ンマークの社会政策学者であるイエスタ・エスピン＝アンダーセンが挙げら
れる。両者はいずれも21世紀の福祉国家では社会的投資が重要だという認識
を示す点では一致するが、社会的投資がいかにして個人の生活を保障するの
かという点では根本的に意見が異なる。ギデンズを中心とする「第三の道」
路線では受動的な所得保障は非生産的な支出であり、社会的投資を通じ平等
な機会の提供を行った後の結果の不平等は不可避との見解を示す。他方、エ
スピン＝アンダーセンは教育や訓練といった社会的投資が十分にその効果を
発揮するには、前提として十分な所得保障が必要だと論じる。ギデンズの理
解に基づく社会的投資は新自由主義との親和性が高い。両者の議論に関する
より詳細なレビューは濱田(2014)を参照のこと。

- (3) 社会的投資が「社会的」な見返りを得るためには、労働のサプライ・サイドへの働きかけだけでなく、ILO指針に従った良質な雇用を創出することが不可欠になってくる(バリエ2014)。良質な雇用とは、労働に見合った賃金が得られ、労働時間が適切に管理され、職業訓練や社会保障制度へのアクセスが保障された仕事を指す。仕事の質を問わずに人々を労働市場での就労へと導いたところで、低賃金不安定就労者の増加と就労しているにも関わらず貧困状態にある者(in-work poverty)を増やすだけであり、貧困の解消には結びつかない点には留意が必要である。2000年代以降のヨーロッパにおける社会的投資は、中間層が分不相応にその利益を得ており、その代償は再貧困層における貧困の拡大を招いたという批判もある(Cantillon 2011)。
- (4) 社会的排除と社会的包摂の登場経緯、概念、定義に関する包括的な議論は福原(2007)を参照のこと。
- (5) ここでの社会的な不公正とは、富の偏在や権利の侵害だけでなく、「社会的な存在の承認」の軽視・毀損も含まれ、社会的な存在を軽視された個人が表す不満や恥辱は「歪みのない相互承認」に向けた闘争の一貫として理解されている(田中2016a : 22)。
- (6) 2004年6月からは内閣官房長官も構成員となった。2004年度予算では727億円、2005年度予算で756億円、2006年度予算で761億円が確保された(斎藤2007 ; 鈴木2005)。2003年度の若年雇用関連予算が274億円だったことを鑑みると、若者自立・挑戦戦略会議の設置を通じて若者支援政策に国として力を入れていた様子が伺える。
- (7) 若者自立・挑戦戦略会議『若者自立・挑戦プラン』
<http://www.meti.go.jp/topic/downloadfiles/e40423bj1.pdf>(2016年7月27日アクセス)。
- (8) 若年無業者に対し「ニート」という表現を用いるようになったのは、2004年からである。元々は1997年にイギリスで発足した労働党・ブレア政権が義務教育終了後の16歳から18歳で失業者を含めた無業ないしは不就業の若者の総称として「Not in Education, Employment, or Training」の頭文字を取って「NEET」と定義したのが語源である。だが日本の「ニート」の定義には失業者は含まれなかったため、「働く意欲、生きる力に欠ける若者」というイメージが付与された(本田2006)。日本の「ニート」観の構築に大きな役割を果たしたのが2004年に出版された玄田有史・曲沼恵美による『ニートフリーターでも失業者でもなく』である。同書では「ニート」とは扶養してくれる裕福な親元に暮らし、他者とのコミュニケーションに困難を抱え、働く意欲

- に欠けている若者として描かれた(玄田・曲沼2004)。
- (9) 若者自立塾は2009年に民主党政権が発足すると、十分な効果を上げていないという理由で事業仕分けにおいて廃止が決定した。その後2010年度には緊急人材育成・就職支援基金事業の基金訓練の一つとして、「ニート」状態の若者を対象とした合宿型若者自立プログラムが実施されている。若者自立塾は、2005年度は全国20か所、2006年度は全国25か所、2007年度は全国30か所、2008年度も全国30カ所で地方自治体の協力を得ながら活動を展開した。事業開始から2007年10月末までの段階で修了者は1,368名であり、2007年4月までの修了者の卒業後6カ月経過後の就労率は59.7%である(小杉2008)。
 - (10) 経済的非活動層とは、就業していない者のうち(1)就業希望がない者、(2)就業希望はあるが求職活動はしていない者、(3)求職活動はしているが直近での就業が困難な者の合計を意味する(Barham 2002)。これに対し失業者の定義は経済的非労働力層の対概念ということも可能である。すなわち、現在就業していないが、(1)就業希望があり、(2)求職活動をしており、(3)すぐに就業可能な者が失業者であるのに対し、経済的非労働力層は上記以外の非就業者ということもできる。
 - (11) Office for National Statistics. Labour Force Survey. <http://www.ons.gov.uk> (2016年7月27日アクセス)。
 - (12) イギリスは失業保険の対象から外れる、未加入者、抛実績が給付要件を満たさない者、失業期間が給付期間を超過する者に対しては、1996年まで公的扶助の範囲内で補足給付を支給していた。16～17歳も1988年までは補足給付の支給対象となっていた。
 - (13) 求職者手当には、国民保険の抛実績がある者と抛実績を満たさない、あるいは26週以上失業状態にある者を対象としたものがある。国民保険の抛実績がある者には給付期間が従来の1年間から26週に短縮され、抛実績制求職者手当(Contribution-based JSA)が支給される。上限の26週を超えて失業状態にある、あるいは保険料の抛実績を満たさない者に対しては、資力調査付きの所得調査制求職者手当(Income-based JSA)が支給される(阪野2011；丸谷2011)。受給条件として加えられた積極的な求職活動とは、2週間に1度の公共職業安定所であるジョブセンター(JobCentre)への訪問と担当職員との間で締結した求職者協定(Jobseeker's Agreement)に基づいた求職活動を意味する。
 - (14) ニュー・ディール・プログラムは、NDYPと25歳以上で6ヶ月以上の長期失業者を対象にしたものが1998年に導入され、その後、障がい者、ひとり親、

失業者の配偶者、50歳以上の中高齢者と対象を広げていった。参加が義務づけられているのは、18～24歳の若者と25歳以上で6ヶ月以上の長期失業者のみであり、他のターゲット層のプログラムへの参加は任意である。

- (15) 日本とイギリスの若年就労支援政策の質的な違いを両国における政権党の党派性から検討した議論は濱田(2015)を参照のこと。
- (16) 2002年の改正児童扶養手当法は第2条2項に「児童扶養手当の支給を受けた父または母は、自ら進んでその自立を図」らなければならないと記している。

〔参考文献〕

外国語文献

- Armingeon, Klaus. 2006. "Reconciling competing claims of the welfare state clientele: the politics of old and new social risk coverage in comparative perspective." In *The Politics of Post-industrial Welfare States*, edited by Klaus Armingeon and Giuliano Bonoli, 100–122. London: Routledge.
- Barham, Catherine. 2002. "Economic Inactivity and the Labour Market." *Labour Market Trends* 2: 69–77.
- Barr, Nicholas. 2001. *The Welfare State as Piggy Bank: Information, Risk, Uncertainty and the Role of the State*. Oxford: Oxford University Press. (ニコラス・バー著 菅沼隆監訳. 2007. 『福祉の経済学—21世紀の年金・医療・失業・介護』光生館).
- Bonoli, Giuliano. 2006. "New social risks and the politics of post-industrial social policies." In *The Politics of Post-industrial Welfare States*, edited by Klaus Armingeon and Giuliano Bonoli, 3–26. London: Routledge.
- Cantillon, Bea. 2011. "The paradox of the social investment state: Growth, employment and poverty in the Lisbon era." *Journal of European Social Policy* 21: 432–449.
- Coles, Bob, Liz Britton, and Leslie Hicks. 2004. *Building better connexions: Inter-agency work and the Connexions Service*. London: Policy Press.
- Cox, Robert Henry. 2001. "The Social Construction of an Imperative: Why Welfare Reform Happened in Denmark and the Netherlands but Not in Germany." *World Politics* 53: 463–498.
- Cribb, Jonathan, Andrew Hood, Robert Joyce, and David Phillips. 2013. *Living Standards, Poverty and Inequality in the UK 2013*. London: Institute of Fiscal Studies.

- Department for Work and Pension (DWP). 2001. *Family Resources Survey 2000–2001*. London: ONS.
- Esping-Andersen, Gøsta. 1999. *Social Foundations of Postindustrial Economies*. Oxford: Oxford University Press.
- . 2002. “Towards the Good Society, Once Again?” In *Why we need a New Welfare State*, edited by Gøsta Esping-Andersen, Duncan Gallie, Anton Hemerijck, and John Myles, 1–25. Oxford: Oxford University Press.
- Hall, Peter. 1993. “Policy Paradigms, Social Learning, and the State: The Case of Economic Policymaking in Britain.” *Comparative Politics* 25: 275–296.
- Harvey, David. 2005. *A Brief History of Neoliberalism*. Oxford: Oxford University Press. (デヴィッド・ハーヴェイ著. 渡辺治監訳. 森田成也・木下ちがや・大屋定晴・中村好孝訳. 2007. 『新自由主義：その歴史的展開と現在』 作品社).
- Hemerijck, Anton. 2012. “Two or three waves of welfare state transformation?” In *Towards a Social Investment Welfare State? Ideas, Policies, and Challenges*, edited by Nathalie Morel, Bruno Palier, and Joakim Palme, 33–57. Bristol: Policy Press.
- HM Treasury. 1997. *Pre-Budget Report*. London: HMSO.
- Lister, Ruth. 2004. “The Third Way’s Social Investment State.” In *Welfare state change: Towards a Third Way?*, edited by Jane Lewis and Rebecca Surender, 157–181. Oxford: Oxford University Press.
- Marshall, T.H., 1950. *Citizenship and Social Class and Other Essays*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Miura, Mari. 2012. *Welfare through Work: Conservative Ideas, Partisan Dynamics, and Social Protection in Japan*. Ithaca: Cornell University Press.
- Morel, Nathalie., Bruno Palier., and Joakim Palme. 2012a. “Beyond the welfare state as we knew it?” In *Towards a Social Investment Welfare State? Ideas, Policies, and Challenges*, edited by Nathalie Morel, Bruno Palier, and Joakim Palme, 1–30. Bristol: Policy Press.
- Pierson, Christopher. 1991. *Beyond the Welfare State?* Basil: Blackwell. (田中浩・神谷直樹訳『曲がり角にきた福祉国家—福祉の新政治経済学』 未来社).
- Social Exclusion Unit. 1999. *Bridging the Gap: New Opportunities for 16–18 Year Olds Not in Education, Training, or Employment*. Cmnd 4405. London: HMSO.
- Taylor-Gooby, Peter. 2004. “New Risks and Social Change.” In *New Risks, New Welfare: The Transformation of the European Welfare State*, edited by Peter

Taylor-Gooby, 1-28. Oxford: Oxford University Press.

日本語文献

- 伊藤大一. 2003a. 「イギリスにおける『アンダークラス』の形成—ブレア政権における雇用政策の背景」『立命館経済学』第52号：128-141.
- . 2003b. 「ブレア政権による若年雇用政策の展開—若年失業者をめぐる国際的な議論との関連で」『立命館経済学』第52号：190-203.
- 上田眞士. 2002. 「人材形成の場としての企業—現代イギリス職業訓練政策の展開」『久留米大学商学研究』第8巻：27-65.
- ギデンズ、アンソニー. 松尾精文・松川昭子訳. 1995. 『親密性の変容—近代社会におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム』而立書房.
- 玄田有史・曲沼恵美. 2004. 『ニートフリーターでもなく失業者でもなく』幻冬社.
- 近藤康史. 2008. 『個人の連帯—「第三の道」以後の社会民主主義』勁草書房.
- . 2011. 「ヨーロッパ福祉国家の現在とゆくえ—連帯の多様性と再編」齊藤純一・宮本太郎・近藤康史編『社会保障と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ出版、44-68.
- . 2014. 「イギリス—政権交代と福祉国家」西村周三・京極高宣・金子能宏編『社会保障の国際比較研究』ミネルヴァ書房、117-140.
- . 2015. 「キャメロン政権下のイギリス福祉国家—緊縮財政と「大きな社会」」『生活協同組合研究』第469号：22-29.
- 斎藤勝彦. 2007. 「雇用機会の確保と職業能力開発からみる若年者雇用対策」『第一生命経済研レポート』http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/monthly/pdf/0708_9.pdf (2016年7月27日アクセス).
- 阪野智一. 2011. 「ニュー・レイバーとイギリス自由主義レジームの再編」新川敏光編『福祉レジームの収斂と分岐—脱商品化と脱家族化の多様性』ミネルヴァ書房、166-198.
- 鈴木尚子. 2005. 「若年者の雇用支援—現状と課題」『レファレンス』第55号：5-28.
- 田中拓道. 2016a. 「承認論の射程—社会政策の新しいパラダイム」田中拓道編『承認—社会哲学と社会政策の対話』法政大学出版局、5-35.
- . 2016b. 「福祉政策における承認—フランスの最低所得保障改革を事例として」田中拓道編『承認—社会哲学と社会政策の対話』法政大学出版局、320-351.
- 濱田江里子. 2014. 「21世紀における福祉国家のあり方と社会政策の役割：社会的投資アプローチ (social investment strategy) の検討を通じて」『上智法学論集』第58巻第1号：137-158.

- . 2015. 「日本とイギリスにおける若年就労支援政策と福祉国家再編」『年報政治学』2015年第Ⅱ号：166-188.
- パリエ、ブルーノ. 濱田江里子訳. 2014. 「社会的投資—福祉国家の新しいパラダイム」『生活経済政策』第214号：6-13.
- バラ、アジット. フレデリック・ラペール. 福原宏幸・中村健吾訳. 2005. 『グローバル化と社会的排除—貧困と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂.
- 藤村正之. 2013. 「個人化・連帯・福祉」藤村正之編『協働性の福祉社会学—個人化社会の連帯』東京大学出版会、1-26.
- 福原宏幸. 2007. 「社会的排除／包摂論の現在と展望：パラダイム・「言説」をめぐる議論を中心に」福原宏幸編『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社、11-39.
- ベック、ウルリッヒ. 東廉・伊藤美登里訳. 1998. 『危険社会—新しい近代への道』法政大学出版局.
- ホネット、アクセル. 山本啓・直江清隆訳. 2003. 『承認をめぐる闘争—社会的コンフリクトの道徳的文法』法政大学出版局.
- . 加藤泰史・日暮雅夫訳. 2005. 『正義の他者—実践的哲学論集』法政大学出版局.
- 本田由紀. 2006. 「『現実』—『ニート』論という奇妙な幻想」本田由紀・内藤朝雄・後藤和智編『「ニート」って言うな！』光文社新書、16-112.
- 丸谷浩介. 2011. 「イギリスにおける求職者支援法の展開」『季刊労働法』第232号：65-77.
- 三浦まり. 2003. 「労働市場規制と福祉国家—国際比較と日本の位置づけ」埋橋孝文編『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房、109-133.
- . 2015. 『私たちの声を議会へ—代表制民主主義の再生』岩波書店.
- 水島治郎. 2012. 『反転する福祉国家—オランダモデルの光と影』岩波書店.
- 宮本太郎. 2006. 「社会的包摂の政治学—福祉政策の転換と新しい対立軸」『法学新報』第112号：625-648.
- . 2011. 「社会保障の再編構想と新しい争点」斎藤純一・宮本太郎・近藤康史編『社会保障と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ出版、117-140.
- 宮本みち子. 2015. 「若年無業者と地域若者サポートステーション事業」『季刊社会保障研究』第51号：18-28.
- 若者支援全国協同連絡会. 2016. 『「若者支援」のこれまでとこれから—協同で社会をつくる実践へ』かがわ出版.